

社団法人 海部津島青年会議所
庶務規定

第1条（事務局に関する事項）

1. 事務局は、事務局長1名を置く。
当該事務を委員会が運営する場合は、担当委員長を事務局長とする。
2. 事務局長には理事がなり、事務局を統轄する。
3. 事務局員が本会議所の用務で出張する時は、旅費の実費を支給する。
4. 事務局の活動分掌及び機能は、次の事項とする。
(イ) 当会議所の庶務及び運営に関する事項。